

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：佐賀県警察本部

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.2%
全職員	80.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	95.8%
本庁課長補佐相当職	91.8%
本庁係長相当職	96.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	83.6%
31～35年	90.3%
26～30年	84.1%
21～25年	82.8%
16～20年	82.9%
11～15年	83.1%
6～10年	89.0%
1～5年	90.1%

【説明欄】

- 2（1）表中の本庁部局長・次長相当職の区分に該当する女性職員が在職していない。
- 扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は97.9%である。また、相対的に時間外勤務手当等の受給についても男性職員の方が多い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。